

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

# 「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報

#### 通信販売はクーリング・オフできません

インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。



#### 【ひとこと助言】

インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否等についての特約があればそれに従うことになります。特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

### 見守り 新鮮情報

#### 震災に便乗した悪質商法に注意

《事例1》見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた工業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

《事例2》役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。



#### 【ひとこと助言】

- ・住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押しつけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- ・公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）  
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

